

台風 19 号に伴うお知らせ

お知らせ 家電ゴミの受入れについて

台風 19 号の影響により発生した家電リサイクル法対象品のゴミ（エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫など）に限り、伊達地方衛生処理組合清掃センターで受入れを行います。

※家電リサイクル法の対象品のみでの受入れで、農機具やバイク、タイヤなど他の出せないゴミは該当しませんのでご注意ください。

☎環境防災課 ☎ 585-2116

お知らせ 台風 19 号り災証明について

台風 19 号により家屋等に被害を受けた方に対する「り災証明書」の申請受付を、10月15日☎より開始します。申請には、被災の程度がわかる写真とあわせて、本人確認ができるもの（運転免許証など）と印鑑をご持参ください。

なお、「り災証明」現地調査を行ったうえで発行しますので、申請を受けてから発行まで、1週間から2週間程度かかります。

■申請場所 税務住民課窓口

■受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土・日・祝を除く）

☎税務住民課 ☎ 585-2778